

○沼津市難聴高齢者補聴器購入費等助成事業実施要綱

沼津市難聴高齢者補聴器購入費等助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 市長は、身体障害者手帳の交付対象とならない難聴高齢者に対し、コミュニケーション困難性の解消や社会参加の促進を図り、認知症やフレイル状態の予防を図るため、予算の範囲内で補聴器の購入費等の一部に対し助成金を交付するものとし、その交付に関しては、沼津市補助金交付規則（昭和62年沼津市規則第4号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(助成対象高齢者)

第2条 助成の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する65歳以上の高齢者（以下「助成対象高齢者」という。）とする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市に記録されている者
  - (2) 両耳の聴力レベルが40 d b 以上70 d b 未満の者
  - (3) 静岡県に所在する、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する聴力又は平衡機能の身体障害に関する指定医師（以下「指定医師」という。）により、補聴器の装用がコミュニケーション困難性の解消や社会参加の促進の効果が期待できると判断された者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は助成の対象としない。

- (1) 身体障害者福祉法別表第2号に規定する者
- (2) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令の規定に基づき、補聴器購入費等の助成を受けている者

(助成額)

第3条 助成金の額は、助成対象高齢者が新たに補聴器を購入する経費、耐用年数経過後に初めて補聴器を更新する経費（以下「購入費等」という。ただし、消費税法（昭和63年律第108号）に規定する消費税額及び地方消費税額は除く。）の額の2分の1（1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）とし、30,000円を上限とする。

2 購入等が可能な補聴器は、別表に定める機器であって、装用効果の高い側の耳に片側装用するのを原則とする。ただし、指定医師が真に必要と認めた場合は両側に装用することができるものとし、その場合の助成の額は、前項に定める額の範囲内とする。

(助成申請)

第4条 助成を受けようとする助成対象高齢者は、沼津市難聴高齢者補聴器購入費等助成申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 指定医師が、助成対象高齢者の聴力検査を実施した上で交付した沼津市難聴高齢者補聴器購入費等助成意見書（第2号様式）
- (2) 前号の意見書の処方に基づき、補聴器販売事業者のうち市長が別に定めるものから徴した補聴器の見積書
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(助成決定等)

第5条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、助成の要否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により助成を行うことを決定したときは、申請者に対し、沼津市難聴高齢者補聴器購入費等助成決定通知書（第3号様式）により通知する。この場合において、市長は、前条第2号に規定する見積書を徴した事業者を購入等先事業者（以下「指定購入等先事業者」という。）として指定する。
- 3 市長は、申請を却下することを決定したときは、申請者に対し、沼津市難聴高齢者補聴器購入費等助成申請却下通知書（第4号様式）を交付するものとする。

(補聴器の購入等)

第6条 助成の決定を受けた者は、助成決定後速やかに、指定購入等先事業者にて、補聴器の購入等をするものとする。

(実績報告)

第7条 助成の決定を受けた者は、補聴器の購入等をしたときは、沼津市難聴高齢者補聴器購入等証明書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第8条 市長は、前条の証明書の提出があったときは、その内容を審査し、適當と認めたときは、予算の範囲内において交付すべき助成金の額を確定し、沼津市難聴高

高齢者補聴器購入費等助成額確定通知書（第6号様式）により、助成の決定を受けた者に通知するものとする。

（助成金の支払）

第9条 助成金は、前条の規定により助成金の額を確定し、請求書の提出があった後に支払うものとする。ただし、市長は、規則第13条第2項の規定により、概算払で交付することができる。

- 2 助成の決定を受けた者は、前項ただし書きの規定により助成金の交付を受けようとするときは、沼津市難聴高齢者補聴器購入費等助成金（概算払）請求書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

（補聴器の管理）

第10条 この事業により購入費等の助成を受けた者は、当該補聴器を目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、又は担保に供してはならない。

- 2 市長は、購入費等の助成を受けた者が、前項の規定に違反したと認めるときは、当該助成に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

付 則（令和7年3月31日告示第82号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

- 3 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、調整して使用することができる。

別表（第3条関係）

購入・更新機器の名称	備考
難聴用ポケット型	(1) 価格は電池、骨導レシーバー又はヘッドバンドを含むものであること。
難聴用耳かけ型	(2) 身体の障害の状況により、イヤーモールドを必要とする場合は、その金額
難聴用耳あな式	
骨導式ポケット型	

骨導式眼鏡型

を含むものであること。